

組合員 様

山梨県市町村職員共済組合

債務返済支援保険料の改定について

平素、当組合の業務運営につきまして、深いご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことにつきまして、令和7年4月1日から債務返済支援保険に係る保険料が下記のとおり引き上げられることとなりましたのでお知らせいたします。
なお、ご不明な点がございましたら共済組合貸付担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 債務返済支援保険（団体信用生命保険事業）

団体信用生命保険事業とは、当組合から貸付金を借り受けている組合員が償還途中で死亡したとき又は高度障害の状態となった場合に、その貸付金債務を保険金で充当することにより、退職手当、住宅その他の財産を確保し、組合員及びその家族の生活の安定と共済組合の貸付債権の保全を図ることとした事業となり、団体信用生命保険（以下「だんしん」という。）には、当組合から貸付金を借り受けている組合員が任意で加入することができます。

また、だんしんを補完する保険として債務返済支援保険がありますが、当該保険についてはだんしんに加入されている組合員が病気・傷害又は所定の精神障害により長期にわたり休業せざるを得ない状態になったときに、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金として加入者に支払うことにより、組合員とその家族の生活支援をすることを目的とした保険となり、だんしんに加入されている組合員が任意で適用を受けることができます。

2 債務返済支援保険に係る保険料改定について

債務返済支援保険の適用を受けている場合、だんしん特約保証料とは別に保険料を納めることとなりますが、当該保険料が次のとおり改定されます。

	改定後	改定前
保険料	保険金額（返済金相当額）1万円につき 月額90円	保険金額（返済金相当額）1万円につき 月額60円

保険料率保証期間：令和7年4月1日から5年間*

※料率保証期間（5年）内においても適用保険料が引き下げられる場合があります。

3 改定後の保険料の適用時期について

(1) 債務返済支援保険を新規*に申し込む場合

貸付日の翌々月の1日が加入日となりますので、令和7年2月貸付以降の申込みから適用されます。

*新規とは貸付申込みと同時にだんしん加入及び債務返済支援保険を申し込む場合をいいます。

(2) 債務返済支援保険を中途*で申し込む場合

だんしん中途加入申込日の翌々月の1日が加入日となりますので、令和7年2月以降の申込みから適用されます。

*中途とは貸付月の翌月以降にだんしん加入及び債務返済支援保険を申し込む場合をいいます。

(3) 既に参加している場合

既加入者における保険金額の改定については、毎年9月末日現在の毎月償還額、賞与償還額を基準として、加入月の1日（以下「保険金額の改定日」という。）に保険金額を改定しておりますので、令和7年4月1日以降に保険金額の改定日が到来する者から適用されます。

(4) 債務返済支援保険の事後適用*を申し込む場合

事後適用申込者については、(3)と同様に令和7年4月1日以降に保険金額の改定日が到来する者から適用されます。

*事後適用とは当初だんしんのみに加入していた者が、途中で債務返済支援保険の適用を受けることをいいます。

4 その他

債務返済支援保険料の改定後の「だんしん事業加入手続のご案内」（以下「パンフレット」という。）については、当組合ホームページ共済NEWSにパンフレットのPDFデータを掲載しておりますので、お手数をおかけしますが当該PDFデータを出力いただきますようお願いいたします。

担当：総務課 貸付担当 飯室・青嶋 TEL：055-232-7311
--